

豊田市農業委員会議事録

令和5年8月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年8月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第58号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第62号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 議案第63号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第64号 農用地利用集積等促進計画案について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
	—————	14番	中島 匡代		—————
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

< 欠席委員 > (2名)

13番	梅村 貢司	15番	加知 満
-----	-------	-----	------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、13番、梅村貢司委員、15番、加治満委員、以上2名です。すみません、訂正します。13番が梅村貢司委員で、15番、加治満委員の2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番、中川豊委員、4番、中根敏明委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第58号から第64号までの審議案件7件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

69番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

70番、四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

71番、力石町の件。

担当推進委員の三宅委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

72番、梨野町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。
議案第58号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第58号は承認決定されました。
令和5年議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。
9番、西山町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、
街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。
許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。
お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。
なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認して
おります。
以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第59号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第59号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

149番、元宮町の件、資材置場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

150番、矢並町の件、自己用住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、151番、岩滝町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、申請者から平成20年9月から隣接地で事務所付住宅に住んでおり、平成25年頃から駐車スペースが不足したため、当該地所有者に承諾を得て、許可申請をせずに駐車場として利用していたものを今回是正するものです。

お願いします。

築山委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

152番、鴛鴨町の件、資材置場、沈砂池、一時転用です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

深津委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

153番、竹町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、154番、大林町の件、駐車場です。農地区分は第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

本案件は始末書案件であり、申請者は大林町6丁目3番地で飲食店を経営しており、平成7年頃から当該地を従業員駐車場として許可申請をせずに駐車場として利用していたものを今回是正するものになります。

続きまして、155番、若林西町の件、発生土置場、一時転用です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、156番、若林東町の件、緑地です。農地区分は第1種農地です。判断基準はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

お願いします。

近藤委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

157番、花園町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田南インターが存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、158番、駒新町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

石川委員： 特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

159番、豊松町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

160番、大平町の件、こども広場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

161番、笹戸町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第60号で上程されました13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第60号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第61号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第61号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

3番、越戸町の件、主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の鈴木委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件について、生産緑地法第10条の要件を満たして

いることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第61号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第61号は承認決定されました。

令和5年議案第62号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第62号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、農業委員会の意見を求めます。

よろしくをお願いします。

会 長： 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

どうぞ。

石川委員： 20ページの4番その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項の(1)のアですが、「本市は」から始まって、水田の大区画化からカントリーエレベーターや野菜集出荷施設の整備を推進し云々とあって、条件整備を図るというふうになっていますけど、このカントリーエレベーターとか野菜の集出

荷施設というのは、常識的に考えて、個人の持ち物じゃなくて、これは農協が持っているものだと思うんですけど、よその団体の施設に対して条件整備を図るといのは、具体的にどういうことを言うのか、伺いたと思います。

以上です。

事務局： 意見としてまとめると、本来JAが所有する施設について、市の計画で、条件整備を図るといのはどういうことか。

石川委員： そんなことですね。

事務局： これは意見というより質問であると考えますので、別で市から回答してもらうようにします。

会長： そのほか、御意見のほうはありますでしょうか。

ちょっと私のほうから1点、お願いというか意見を述べさせていただきます。

5ページ、地区別振興作物と書いてある表があるんですけども、その中で高岡地区ですけれども、主要な振興作物の中にイチゴを追加していただきたい。主要な営農類型にも施設野菜というところで追記をしていただきたいというのが意見です。

そのほか、ほかの地区でもこういうことってあると思いますので。

杉田委員、どうぞ。

杉田委員： じゃ、同じく稲武地区でもブルーベリーを入れていただけたらと思います。

自然薯や小菊よりも面積的に多いので、ぜひ入れていただきたいなと思います。

会長： ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

(会場声なし)

会長： 意見として今回審議させていただくには、ここの5ページに載っているところの高岡地区はイチゴ、稲武地区はブルーベリーを付け加えるというところで審議をしていきたいと思います。

今の2件を追記するという事で、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第62号は承認決定されました。
令和5年議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に
基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年9月1日から貸借期
間が始まるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第63号資料①は、利用権の総括表にな
ります。議案第63号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第63号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりは、いづれ
も令和5年9月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、26筆、2万2,752平方メー
トルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第63号で上程されました件について、賛成の委員は挙手を願いま
す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第63号は承認決定されました。

令和5年議案第64号「農用地利用集積等促進計画案について」。

農政企画課の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第64号「農用地利用集積等促進計画案について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について農業委員会の意見を求めます。

議案第64号資料を御覧ください。

今回、資料のとおり、利用権設定中の1筆、791平方メートルの農地について、権利の移転を行うものです。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が移転されます。

以上です。

会長： 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第64号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第64号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案11ページ及び別紙配付資料4ページ及び5ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地

に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案12ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について。

79番、藤岡飯野町の案件から、16ページを御覧ください、95番、若林西町の案件までの17件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

9番、貝津町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

23番、宮町の自己用住宅の案件から、19ページを御覧ください、29番、司町の駐車場までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案20ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

129番、平戸橋町に分譲宅地の案件から、24ページを御覧ください、146番、小坂町の自己用住宅までの18件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議が終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

(閉会 午後 2時24分)

議事録署名者